

高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人知多学園

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。
そのため、社会福祉法人知多学園の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること、また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 虐待の早期発見

日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

4. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

(1) 職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

(2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

(3) 管理・監督職と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み

(4) 第三者委員などを導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取り組み

(5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

(6) 指針の定期的な見直しと周知

5. 虐待発生時の考え方

(1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

※報告、解決の手順は愛知県高齢者虐待防止マニュアル参照（H25年3月改訂）

- ③ 入所系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。

(2) 虐待に対する職員の責務

- ① 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② 虐待防止担当者は施設・事業所において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は苦情解決委員会を開催し、法人本部へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。

6. 虐待防止委員会の設置

虐待防止責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- ① 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- ② 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。委員は生活相談員、介護支援専門員（計画作成担当者）、看護職員、介護職員とする。
- ③ 必要のある場合は、関係職員及び第三者委員を委員に加えることができる。
- ④ 虐待防止委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

7. 虐待防止責任者と担当者の責務

(1) 虐待防止責任者（管理者）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者（生活相談員）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

※生活相談員の配置がない事業所は責任者に高齢統括責任者、担当者は管理者とする。

8. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び管理者に報告する責務を有する。

9. 研修の実施

- (1) 高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は必要に応じ年2回開催することとする。

10. 行為に対する処分

利用者に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、懲罰委員会に諮りその状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分をおこなうこととする。

11. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- (1) 当該指針は、いつでも閲覧できるように文書の掲示及び重要事項説明書で周知する。
- (2) この指針は掲示及び周知について高齢統括責任者及び各事業管理者の責任において管理する。

令和3年4月作成